平成 25 年度 愛媛県 集落実態調査の概要

平成 25 年度県・市町連携テーマ「小規模・高齢化集落対策」の取組みの 1 つとして、愛媛大学の協力を得て、県と市町が共同で実施。

1 調査目的

(1) 調查目的

統一的なフォーマットにより、県内の小規模・高齢化集落の現状・課 題やニーズを調査し、各市町の問題点の比較や全体像の把握を行うこと により、地域課題を検討するため。

2 調査内容

(1) 調査対象組織

県内過疎地域等における**全ての集落を対象とした。**(例外的に、条件不利地 域以外でも、調査が必要と市町が特に市町が認めた集落は対象とした。)

26 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
区分	対象				
単一集落	自治及び行政の基礎的な地域単位				
地域活動組織	地域の意思を決定する会合等を持つ複数の集落群(概				
	ね小学校区程度の自治会、区など)				

(2)調查方法

- ① 世帯数、人口等の基礎データ:関係市町からの調査回答
- ② 現状や課題:代表者を対象にアンケート調査を実施(発送・面談)

区分	調査対象数	回答数	回答率
単一集落	2, 967	2, 549	86%
地域活動組織	365	335	92%
合計	3, 332	2,884	87%

調査から見えてきたこと

(1) 単一集落の概要

【世帯数(集落の規模)】

単一集落の平均世帯 数は54.5戸。多数の集落が 平均値を大きく下回ってい る。世帯数 18 戸の集落が最 多。8~25戸の範囲に集中。

図1:世帯数別集落数



【人口】

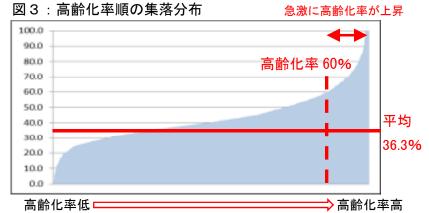
平均人口は 124.1 人。多 数の集落が平均値を大きく 下回っている。人口33人の 集落が最多。10~45 人の範 囲に集中。

図2:人口数別集落数



【高齢化率】

単一集落の高齢化率は36.3%(参考: H22国調による過疎地域の高齢化率33.8%)であるが、平均値を上回る集落が全体の65.3%を占めている。



高齢化率は、60%を超えるあたりから急激に上昇率が大きくなっている。 また、この範囲の集落の約80%が世帯数20戸未満である。

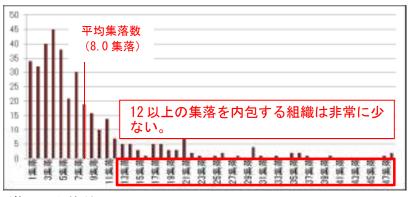
高齢化率が概ね 60%を超え、世帯数が概ね 20 戸を下回ると、集落の活動力低下が著しく進む。

(2) 地域活動組織の概要

【内包する集落数】

地域活動組織が内 包する集落数は4集 落を最多として、3~ 5集落の組織が多、内 包集落が12以上の組 織は極端に少なく っている。

図4:内包する集落数ごとにみた地域活動組織の数



(3) 単一集落と地域活動組織の活動状況

持続可能な集落運営に向けた主体的な活動の存在割合は、<u>いずれの項目に</u>ついても地域活動組織のほうが高く、多様な地域活動を担う潜在力がある。

地域活動組織	住民主体の	単一集落	
91%		防災	78%
70%	① 安全・安心の確保	治安維持活動	47%
62%		高齢者見守り	39%
36%		子育て活動	19%
96%		環境美化活動	89%
68%		スポーツ活動	38%
56%	②楽しみの実現	歴史・文化伝承	33%
40%		手芸・工芸	20%
40%	③豊かさの獲得	地域産品加工・販売	17%
96%	④誇りの醸成	神社等の行事	85%
31%	(生)1万 ソマノH表月人	都市住民との交流	22%

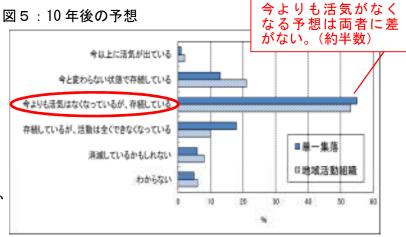
【参考】地域活動の発展段階(※)に基づき上記①~④に分類した。(※)小田切徳美(明治大学)による。

地域活動組織によって、高齢化と人口減少に基づく集落単位の活動衰退をカバーできる可能性がある。

(4) 目指すべき姿

ア 10 年後の状態(単一集落・地域活動組織)

「今と変わらない状態で 存続している」との回答は 地域活動組織の割合が高く、 「存続しているが、活動は全 くできなくなっている」との 回答は単一集落の割合が気 い。しかし、「今よりも活気 がなくなっているが存続し がなくなっているが存続し ている」と両者の半数が考え、 その差は少ない。



地域活動組織のほうが活動維持の可能性が高い。

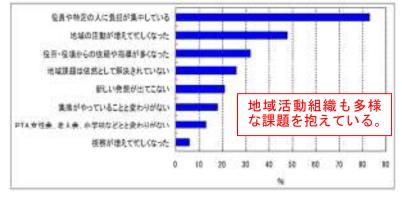
イ 地域活動組織の課題

特定の人に負担が集中、活動が増えた、地域課題は依然として解決されていない等



徹底した話し合いや意思決 定手法の転換、活動の整理 などが必要である。

図6:地域活動組織の課題



4 調査結果を踏まえた新たな集落対策

(1) 集落機能強化促進事業《地域運営の仕組み構築》

今後の地域活動の維持や多様な課題に対応するため、複数集落が集まった小学校区程度の規模を持つ新たな地域運営の仕組みのモデルを構築する。

(2) 戦略的移住人材発掘事業《地域の担い手確保》

都市部の移住希望者と地域の求める人材をマッチングし、地域づくり活動を含めた就業体験(インターンシップ)を行い、効果的な移住・定住の促進を図る。

(3) 地域人材確保支援事業《地域の担い手確保》

任期終了後の地域おこし協力隊に対して起業経費を支援し、地域への定住を図るとともに、新規隊員を本県に呼び込むインセンティブとする。 (「新ふるさとづくり総合支援事業」(市町の地域課題解決支援事業 (H21~)) に補助メニューを新設)